

令和6年度第4回江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会 議事録

- 1 日 時 令和6年11月14日（木）午後2時25分～午後3時30分
- 2 会 場 第5委員会室
- 3 出席者 村島 章恵 会長、上條 司 委員、井桁 秀夫 委員、早崎 さやか 委員、事務局職員及び諮問課職員（第7号議案）

- 4 議 題
第7号議案 「国民健康保険に関する事務」に係る特定個人情報保護評価（全項目評価）の再実施に伴う第三者点検について
(諮問) 健康部医療保険課
 - ・ 特定個人情報保護評価指針に定める審査の観点における考慮事項を踏まえ、審査を行った結果、指針に定める実施手続等に適合した特定個人情報保護評価を実施しており、当該評価の内容は指針に定める目的等に照らし妥当であると認める旨の答申を行うこととした。

- 第8号議案 令和6年度審査請求第7号について
(諮問) 都市開発部学校建設技術課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

- 第9号議案 令和6年度審査請求第2号について
(諮問) 福祉部生活援護管理課
 - ・ 審査会は、審査請求人に対し、審査庁から送付された弁明書に対する意見書等をおおむね2週間の期間で提出並びに口頭による意見陳述及び提出資料の閲覧の申出ができる旨の通知を併せて行い、審議を継続することとした。
 - ・ また、審査会は、審査請求人又は処分庁から意見書等の提出があった場合には、処分庁又は審査請求人に対し、当該意見書等の写しを送付するとともに、意見書等に対する意見等がある場合の提出期限をおおむね2週間とする旨の通知を併せて行うこととした。

第2号議案 令和5年度審査請求第10号について

(諮問) 福祉部障害者福祉課

- ・ 審査会は、審査庁からの諮問が取り下げられたことを受け、本議案の審議を終了することとした。

第6号議案 令和5年度審査請求第11号について

(諮問) 福祉部障害者福祉課

- ・ 審査会は、審査請求人及び実施機関双方の意見を踏まえ、事実関係について十分把握できたと判断し、次回、答申について審議を行うこととした。

5 報 告

- (1) 刑法の改正に伴う江戸川区個人情報の保護に関する法律施行条例の改正について
- (2) 江戸川区情報公開及び個人情報保護審査会審議要領の改正について
- (3) インターネット等運用審査会の審査結果について